

令和元年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(環境局, 建築住宅局, 港湾局, 水道局, 交通局)

建築住宅局

| 指摘の概要   | 措置内容   | 措置状況       |
|---|--|------------|
| <p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p> <p><b>ア 石綿含有建材除去作業従事労働者の呼吸用保護具</b></p> <p>本工事は、長田区における市営住宅の建て替え事業に伴う解体撤去工事である。</p> <p>当該解体撤去建物の内装材には、石綿含有成形板が使用されており、当該成形板の除去作業にあたっては、石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）の規定により、呼吸用保護具を使用することが義務付けられている。また、当該呼吸用保護具は石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するものでなければならないとされ、本工事では、その仕様を特記仕様書に明示しており、少なくとも95.0%以上の粒子捕集効率を備えた「取り替え式防じんマスク」以上のレベルが必要とされていた。</p> <p>しかし、本工事において石綿含有成形板の除去作業に従事した労働者が、労働安全衛生法令に基づき、保護具の使用方法等に関する特別の教育を受けていたにもかかわらず、使い捨て式のマスクを使用していた。このマスクは石綿則が求めている呼吸用保護具には該当せず、特記仕様書に定める仕様にも反していた。</p> <p>石綿含有建材の除去作業においては、関係法令等に基づき、石綿による労働者の健康障害を防止するために、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(建築住宅局住宅建設課)<br/>[No.20 重池住宅3・4号棟<br/>とりこわし及び敷地整備工事]</p> | <p>適切な呼吸用保護具を使用していなかった原因は、現場における作業内容に応じた適切な呼吸用保護具の選定に関する認識不足である。</p> <p>当該請負人及び住宅建設課発注工事の請負人に対し、文書にて、作業内容に適応した呼吸用保護具を使用するよう通知するとともに、同通知をホームページに掲載し広く啓発を行った。これらにより、工事現場における安全管理の徹底を指導していく。</p> <p>また、職員に対しては、令和元年8月22日の係会議で指摘内容の情報共有を行い、呼吸用保護具の適切な使用について周知するとともに、令和元年9月26日に石綿含有建材に関する所属内研修を実施し、石綿ばく露防止対策の重要性について周知するとともに、作業内容に応じた呼吸用保護具の区分について確認を行った。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p>  |   |            |
| <p><b>イ 車両系建設機械の主たる用途以外の使用</b></p> <p>本工事は、兵庫区における市営住宅の新築工事に伴う電気設備工事である。</p> <p>地中配管敷設のため、掘削が必要であり、パワー・ショベルを使用していたが、その機械を用いて、荷のつり上げ作業（ハンドホール等のつり上げ）も行っていった。</p> <p>しかし、クレーン機能がついていない機械であったため、労働安全衛生規則第 164 条で制限されている車両系建設機械の主たる用途以外の使用となった。</p> <p>法令等を遵守し、事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(建築住宅局住宅建設課)</p> <p>[No.27 (仮称) 新御崎西住宅電気設備工事]</p> | <p>クレーン機能のない機械で荷のつり上げ作業を行った原因は、機種によって使用用途が制限されていることの認識不足である。</p> <p>当該請負人及び住宅建設課発注工事の請負人に対し、文書にて、車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限されていることを周知し、荷のつり上げにはクレーン機能を備えた機械を使用するよう通知するとともに、同通知をホームページに掲載し広く啓発を行った。</p> <p>また、職員に対しては、令和元年 8 月 22 日の係会議で指摘内容の情報共有を行うとともに、令和元年 9 月 26 日の所属内研修において、車両系建設機械の適切な使用について周知を行った。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p> <p><b>ウ 石綿含有下地調整材の除去作業</b></p> <p>本工事は、須磨区における市営住宅エレベーターの改修工事である。</p> <p>エレベーターを新設するため、壁面を切断していたが、その下地調整材に事前調査で石綿の含有が確認されたため、特記仕様書に「発生材の処理」すべきものとして石綿含有廃棄物を明記していた。</p> <p>石綿を含む下地調整材の除去等作業については、「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）」に基づき届出（特定工作物解体等工事実施届出書）及び作業基準を遵守しなければならない。</p> <p>しかし、本工事では、その届出がなされず、また作業基準も守られていなかった。</p> <p>石綿含有建材の除去は人体や環境面に大きな影響を与える恐れがあることから、法令等を遵守し、適正に除去作業が行われるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>（建築住宅局住宅建設課）<br/>[No.31 松風第二住宅4号棟<br/>エレベーター改修工事]</p> | <p>届出がなされず、作業基準も守れていなかった原因は、届出等の対象の取り扱いに関する認識不足である。</p> <p>当該請負人及び住宅建設課発注工事の請負人に対し、文書にて、本市においては石綿含有下地調整材も届出の対象として取り扱っていることについて通知するとともに、同通知をホームページに掲載し、広く啓発を行った。</p> <p>また、職員に対しては、令和元年8月22日の係会議で指摘内容の情報共有を行うとともに、令和元年9月26日に石綿含有建材に関する所属内研修を実施し、石綿ばく露防止対策の重要性について周知するとともに、届出対象について確認を行った。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p>  |  |            |
| <p><b>エ 庇部分の屋上での防水工事作業</b></p> <p>本工事は、須磨海岸における便所新築工事である。</p> <p>高さが2メートル以上の箇所で行う際に墜落の危険がある場合、請負人は労働安全衛生規則に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。また、作業床を設けることが困難なときは、防網を張ったり、墜落制止用器具（安全帯）を使用させたりするなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>しかし、本工事では、庇部分の屋上で塗膜防水工事を行う際、作業員が墜落制止用器具（安全帯）等の墜落防止措置を講じていなかった。</p> <p>法令等を遵守し、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(港湾局工務・防災部工務課)</p> <p>[No.33 須磨海岸中央便所改築工事]</p> | <p>高さが2メートルを超える庇屋上での防水作業をする際、作業員が墜落制止用器具等の墜落防止措置を講じていなかったことについては、現場における危険防止対策に関する注意・認識が不足していたことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、令和元年8月29日の建築係会議で、本件の指摘事項を報告し、係員に安全管理を徹底するよう周知を行った。併せて、令和元年8月30日に指摘のあった当該工事の請負人に対し、改めて安全管理の徹底について指導を行った。</p> <p>さらに、請負人に配付する安全管理に関する資料を令和元年10月に新たに作成し、請負人に対し、着工前の現場立会い時や機会あるごとに、工事現場における安全管理の徹底を指導していく。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p>  |   |            |
| <p><b>オ 試験工におけるすかし掘り</b></p> <p>本工事は、東灘区における経年劣化した工業用水管を更新する工事である。</p> <p>管工事に先立つ試験工において、想定した範囲内に対象物の埋設物が確認されなかったため、掘削面の下部を掘り込むすかし掘りを行っていた。</p> <p>「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課)では、人力掘削によるすかし掘りは絶対にしないことと規定している。</p> <p>掘削面が崩落し作業員が危険にさらされること、埋戻し時の転圧不足により地表が陥没する危険性が増すことなどから、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(水道局事業部東部センター)<br/>[No.48 工水(東部地区)PIP工事その3]</p> | <p>対象の埋設物が官民境界の近くに埋設されており、掘削による民地側への影響が懸念されたため、請負業者の判断にて、局職員の立会のない中で施工が行われたもので、請負人の安全管理に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>令和元年8月5日から9月5日にかけて各所属で研修を行い、人力掘削によるすかし掘りは絶対にしてはならないこととして、周知徹底した。</p> <p>また、改めて令和元年11月7日に同内容について、水道局全職員へ事業部長名で通知し、周知徹底を図った。</p> <p>当該請負人と現在契約しているすべての請負人に対しては、各事業所で実施する工事安全連絡会(9・10月実施)で工事監査指摘事項を説明し、下請けを含む全ての作業員への安全管理の周知徹底について指導を行った。</p> <p>さらに、工事着手前の現場説明時に配布する安全管理に関する注意事項に、すかし掘りに関する事項を追記しており、今後契約した工事においても請負人への周知徹底を図っていく。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>(2) 施工</b></p> <p><b>ア 排水性アスファルト舗装の施工</b></p> <p>本工事は、垂水区における水道配水管の取替え工事である。</p> <p>水道配水管の取替え後に、排水性アスファルト舗装による舗装復旧を施工した。</p> <p>排水性アスファルト舗装（以下、「排水性舗装という。」）には、水が浸透しやすい舗装材（以下、「排水性アスファルトという。」）と水を導いて流すパイプ（以下、「導水パイプという。」）を組み合わせて使用することにより、舗装内部に浸透した雨水が横方向に伝わり、道路端に埋められた導水パイプを介して、側溝の集水ますに排水することで、道路に降った雨水を速やかに処理する機能がある。</p> <p>舗装復旧にあたっては、道路管理者（神戸市建設局）との協議により、排水性舗装による復旧構造が指定され、監督員から請負人に指示されていた。</p> <p>しかし、請負人が誤って、導水パイプを設置するべき排水機能層に、導水パイプを設置せず、通常のアスファルトで施工したため、道路管理者から指定された復旧構造と異なることとなり、また、監督員による確認も十分ではなかった。</p> <p>については、指示事項の履行確認を確実に行うとともに、請負人への監督指導を徹底するべきである。</p> <p>また、今回の施工結果については道路管理者と再度協議して、適正な対応をするべきである。</p> <p>（水道局垂水センター）<br/>[No.63 垂水（多聞台他）配水管取替工事その2]</p> | <p>令和元年8月5日から9月5日にかけて各所属で研修を行い、</p> <p>①工事完成後、直接見ることができない箇所の施工状況については、写真による施工状況の把握に努めること</p> <p>②写真による施工が確認できない場合は、請負人へのヒアリング、現地状況の確認等を行い、不備が発見された場合には速やかに施工するように指導することを周知徹底した。</p> <p>また、改めて令和元年11月7日に同内容について、水道局全職員へ事業部長名で通知し、周知徹底を図った。</p> <p>当該請負人に対しては、工事打合簿や設計図書を理解した上で施工すること、及び、工事完成後に直接見ることができない箇所の施工状況等は、工事写真を撮影し、適切に保管するように指導を行った。</p> <p>現在契約しているすべての工事の請負人に対しては、各事業所で実施する工事安全連絡会（9・10月実施）で工事監査指摘事項を説明し、指示事項の履行徹底や、下請け作業員を含む作業内容周知徹底の指導を行った。</p> <p>また、道路管理者と協議の上、修補を令和元年8月31日に実施し、排水機能層と導水パイプを設置した。</p> | <p>措置済</p> |

| 指摘の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>(2) 施工</b></p>   |  |            |
| <p><b>イ 運搬車両の過積載</b></p> <p>本工事は、兵庫区における浄水場の駐車場や擁壁等の整備工事である。</p> <p>請負人は、建設資材廃棄物等の運搬にあたっては、道路運送車両法で定められた最大積載量を遵守するとともに、本市で平成 24 年 10 月に策定した過積載防止対策要領に基づき、過積載の防止対策を講じなければならない。</p> <p>しかし、本工事において発生したコンクリートがらの運搬について、請負人は搬出車両記録表記載の車両一台において自動車検査証の最大積載量である「3200kg」を記載しなければならないにもかかわらず、「4t」と記載があり、この数値に基づいて運搬管理が実施されたため、実際には、この車両において、運搬回数全体のほぼ半数で過積載が行われた。</p> <p>また、監督員が、この車両の搬出車両記録表の最大積載量の誤りに気付かなかつたために、過積載の改善指導も行われなかった。</p> <p>過積載とならないよう請負人を指導し、法令遵守をより徹底するよう積極的に取り組むべきである。</p> <p>(水道局事業部施設課)<br/>[No.66 奥平野浄水場敷地整備工事]</p> | <p>本工事において、運搬車両の過積載が生じたのは、搬出車両記録表の最大積載量の項目の記載時に自動車検査証からの転記ミスが原因であった。</p> <p>今後はこのようなことがないように令和元年 9 月 2 日に局内の技術担当課等の集まる事業部の部内会議において、今回の指摘事項を報告し、再発防止に向けて、搬出車両記録表作成時に関係資料の内容を十分に確認してもらうよう説明するとともに、担当課長を通じて関係技術職員への周知徹底を図った。</p> <p>そして、令和元年 11 月 7 日に同内容について、水道局全職員へ事業部長名で通知し、更に 11 月 19 日には、現場事務所にいる副所長(主に総括監督員の役割を担う)が集まる副所長会においても同様に指摘内容を報告し、副所長を通じて監督員等への再発防止の周知徹底を図った。</p> <p>当該工事の請負人に対して再発防止に向けて注意喚起を行うとともに、現在契約中の工事に対しては、局監督員の現場立ち合いの際に請負人へ過積載防止の徹底について注意喚起を行った。</p> | <p>措置済</p> |

| 意見の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>ア 鋼管継手工の現場溶接（設計）</b></p> <p>本工事は、東灘区において、既設管内に新管を挿入するパイプ・イン・パイプ（PIP）工法により、経年劣化した工業用水管を更新する工事である。</p> <p>新管には呼び径 700A（内径約 700mm）の鋼管を使用し、新管挿入後、新管内から溶接による継手接合作業を行っていた。</p> <p>鋼管継手工の現場溶接については、土木工事共通仕様書で、日本水道鋼管協会の施工基準によることとしており、その「パイプ・イン・パイプ工法設計・施工指針」では、新管は呼び径 800A（内径約 800mm）以上と規定している。</p> <p>については、設計段階において、工法選定の比較検討時に、土木工事共通仕様書、施工基準等との適合性を照査し、既設管の状況（口径、線形、土被り等）や現場状況（沿道利用、交通、工事協力等）などから、やむを得ず規定外の工法や材料を採用する場合には、施工時の労働環境や安全性などが十分に確保されるよう、関係機関と事前に協議、調整し、適用条件や留意事項を整理されたい。</p> <p>（水道局事業部配水課）<br/>[No.48 工水（東部地区）PIP工事その3]</p> | <p>当該口径の鋼管継手工の現場溶接については、神戸市や他の自治体でも施工実績があり、日本水道鋼管協会（WSP）及び労働基準監督署に確認したうえで、安全性が確保できる場合に採用している。</p> <p>しかしながら、土木工事共通仕様書において、日本水道鋼管協会（WSP）の施工基準によることと規定しているにもかかわらず、記載のない規定外の材料を採用しているため、特記仕様書等で明記するべきであった。</p> <p>令和元年8月5日から9月5日にかけて各所属で研修を行い、本市の適用条件、現行のWSPの基準及び安全管理についても再度周知した。</p> <p>また、当該請負人と現在契約しているすべての請負人に対しては、各事業所で実施する工事安全連絡会（9・10月実施）で複数の立坑の確保や、酸欠防止措置など安全管理の指導を改めて行った。</p> <p>なお、WSPへ基準改定を要望し、次回改訂時には対応するとの回答を得ている。</p> | <p>措置済</p> |



| 意見の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>イ 仮配水管の設計（設計）</b></p> <p>本工事は、東灘区における開発団地の経年劣化した配水管等の取替・新設工事である。</p> <p>一般的な配水管取替工事では、配水管を新設するにあたり、既設配水管が支障となる場合、①道路端の比較的浅い位置に仮配水管を設置し、配水ルートを切り替え、②既設配水管を撤去、③配水管を新設し、配水ルートを切り替え、④仮配水管を撤去、の手順で施工する。</p> <p>しかし、本工事では、配水管を新設するにあたり既設管が支障にならない区間においても、仮配水管を設置・撤去していた。設計にあたっては、現地状況等を十分把握し、適切な工法検討に努められたい。</p> <p>（水道局事業部配水課）</p> <p>[No.50 東灘（渦森台4丁目）揚・配水管取替工事]</p> | <p>既設配水管から仮給水分岐するためには、近年施工が完了した新しい舗装や配水管に対して掘削・削孔する必要があったこと、共同給水管の布設位置の特定が困難な場合があり、また、経年劣化したビニル管への付替えには時間がかかり、漏水のリスクが高いため、設計段階では仮配水管を設置したものである。</p> <p>しかしながら、連続した区域で工事を行う場合は、設計の段階から現場状況に適した施工方法の照査・検討に努める必要があった。</p> <p>令和元年8月5日から9月5日にかけて各所属で研修を行い、今回の工事監査の意見をふまえて、設計の段階から現場状況に適した施工方法の照査・検討に努めるよう周知徹底した。</p> | <p>措置済</p> |

| 意見の概要   | 措置内容   | 措置状況       |
|---|--|------------|
| <p><b>ウ 敷地内通路の外部階段（設計）</b></p> <p>本工事は、兵庫区における市バス営業所の建替工事である。</p> <p>敷地内の建物は、順次建替を進め、既に事務所棟が完成し、現在は仮使用されている。道路から建物の出入口に至る敷地内通路に外部階段とスロープが設置されている。このうち外部階段の蹴上寸法が20cm、踏面寸法が23cmとなっており、踏面について、利用者によっては昇降時に安定感を確保しにくい場合も生じていると考えられる。</p> <p>本工事では、建物の配置計画や外部階段に併設されているスロープの計画との調整により外部階段の寸法を設計しているが、できるだけ多くの利用者にとって、より昇降しやすい階段とするためには、例えば、事務所棟玄関ホールの屋内階段（蹴上寸法16cm、踏面寸法28cm）との連続性を考慮して、当該屋内階段と同等の寸法を採用するなど、踏面の寸法をより余裕のあるものとするのが望ましい。</p> <p>外部階段の設置にあたっては、公共建築として高齢者、障害者等の利用に十分配慮し、だれもが、より安全かつ快適に利用できる階段となるように計画されたい。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設課）<br/>[No.80 松原営業所建替工事]</p> | <p>本建物の「事務所・自動車修理工場」という建築確認申請上の用途区分から判断し、建築基準法施行令第128条「敷地内の通路（避難経路）の幅員1.5m」が必要とされることから、避難上支障の無いよう建築基準法施行令第23条第1項の表(四)(幅75cm以上、蹴上22cm以下、踏面21cm以上)を満たすよう計画を行った。</p> <p>関係する法令の適合性のみ判断し、施設利用者の安全性、快適性をより向上させるための検討が不足していたことから、余裕を持った寸法で計画できていなかった。</p> <p>当該階段の踏面が小さいため、踏面を大きくし、段鼻の視認性を上げ、すべり止め効果を高める処置を令和元年度中に実施し、施設利用者の安全性・快適性をより向上させる予定である。</p> <p>今後はこのようなことの無いよう8月22日の係会議で研修を行い周知を図った。</p> | <p>措置済</p> |

| 意見の概要  | 措置内容  | 措置状況 |
|--|---|------|
| <p><b>エ 施工体制台帳の不備（施工）</b></p> <p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において公共工事については、下請金額に関わらず施工体制台帳の作成及びその写しを発注者に提出することが義務づけられている。施工体制台帳には工事内容と建設業許可、配置技術者、請負契約関係及び、健康保険等の加入状況の記載と、発注者及び下請との契約書の写し、配置技術者の資格等を証する書面を添付することとされている。また、本市では平成31年4月1日から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の建設業者を下請負とすることを原則禁止する「社会保険未加入対策」を推進しており加入状況は施工体制台帳にて確認することとされている。</p> <p>については、適正な施工の確保、一括下請等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除を徹底するために、施工体制台帳を活用することが益々重要になることから、国土交通省「施工体制台帳等活用マニュアル」を活用するなど、確実な確認に努められたい。</p> <p>今回、多数の工事において以下の不備があった。</p> | <p>本件の不備につきましては、請負人から提出された施工体制台帳に対して、本市監督員の確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>施工体制台帳の記載事項漏れ及び添付書類不備については、各請負業者に6月25日付けで指導を行いました。</p> <p>さらに本件について、7月4日及び8月1日の施設課会議と7月16日の東クリーンセンター所内会議にて関係職員に周知し、国土交通省「施工体制台帳等活用マニュアル」を用いて指導を行いました。</p> <p>また、今後の工事における施工体制台帳の内容確認の際には当マニュアルを適宜活用し、不備が発生しないように指導しました。</p> <p>また環境局全体としても7月16日の所長会で本件を周知し、同様の指導を行いました。</p> <p>今後、施工体制台帳については内容確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> | 措置済  |

環境局

| 意見の概要   | 措置内容 | 措置状況 |
|---|------|------|
| <p>1. 再下請負通知書が無いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次下請負以下の再下請負通知書関係書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>2. 契約書類の写しに不備があるもの</p> <p>(1) 契約書類が不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「注文書」が添付されていないかったもの</li> <li>② 「契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>③ 電子契約の必要書類(原本性の確保)が添付されていないかったもの</li> <li>④ 元請からの「注文書」及び、「下請契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>⑤ 本工事の「請書」がなく、他工事のものが添付されていたもの</li> </ul> <p>(2) 契約書類の記載内容に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下請業者への発注業務内容など必要な記載事項がなかったもの</li> <li>② 「請書」の金額が塗りつぶされていたもの</li> </ul> <p>3. 資格・雇用を証する書類に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の資格証明、雇用関係を証する書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>(環境局：下記項目に該当)</p> <p><u>2 (2) ①</u></p> <p>(環境局事業部施設課)</p> <p>[No. 9 東クリーンセンター3号炉バグフィルタ<br/>ろ布更新工事]</p> <p><u>2 (1) ⑤</u></p> <p>(環境局事業部施設課)</p> <p>[No.12 高松作業所水槽改修工事]</p> |      |      |

| 意見の概要  | 措置内容   | 措置状況       |
|--|--|------------|
| <p><b>エ 施工体制台帳の不備（施工）</b></p> <p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において公共工事については、下請金額に関わらず施工体制台帳の作成及びその写しを発注者に提出することが義務づけられている。施工体制台帳には工事内容と建設業許可、配置技術者、請負契約関係及び、健康保険等の加入状況の記載と、発注者及び下請との契約書の写し、配置技術者の資格等を証する書面を添付することとされている。また、本市では平成31年4月1日から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の建設業者を下請負とすることを原則禁止する「社会保険未加入対策」を推進しており加入状況は施工体制台帳にて確認することとされている。</p> <p>については、適正な施工の確保、一括下請等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除を徹底するために、施工体制台帳を活用することが益々重要になることから、国土交通省「施工体制台帳等活用マニュアル」を活用するなど、確実な確認に努められたい。</p> <p>今回、多数の工事において以下の不備があった。</p> | <p>施工体制台帳に下請負の請書は添付されていたにもかかわらず、注文書が添付されていなかったことの原因は、請負人の施工体制台帳の整備にかかる認識不足及び職員の確認不足である。</p> <p>当該請負人に対し、不足していた注文書の確認を行うとともに、適切な施工体制台帳の作成について周知を行った。</p> <p>また、職員に対しては、令和元年9月26日実施の所属内研修において、施工体制台帳等活用マニュアルを活用するなど、施工体制台帳の確実な確認を行うよう周知徹底を行った。</p> | <p>措置済</p> |

建築住宅局

| 意見の概要   | 措置内容 | 措置状況 |
|---|------|------|
| <p>1. 再下請負通知書が無いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次下請負以下の再下請負通知書関係書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>2. 契約書類の写しに不備があるもの</p> <p>(1) 契約書類が不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「注文書」が添付されていないかったもの</li> <li>② 「契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>③ 電子契約の必要書類(原本性の確保)が添付されていないかったもの</li> <li>④ 元請からの「注文書」及び、「下請契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>⑤ 本工事の「請書」がなく、他工事のものが添付されていたもの</li> </ul> <p>(2) 契約書類の記載内容に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下請業者への発注業務内容など必要な記載事項がなかったもの</li> <li>② 「請書」の金額が塗りつぶされていたもの</li> </ul> <p>3. 資格・雇用を証する書類に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の資格証明、雇用関係を証する書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>(建築住宅局：下記項目に該当)</p> <p><u>1</u></p> <p>(建築住宅局住宅建設課)</p> <p>[No.24 菅の台住宅5号棟他1棟外壁改修他工事]</p> |      |      |

| 意見の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>エ 施工体制台帳の不備（施工）</b></p> <p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において公共工事については、下請金額に関わらず施工体制台帳の作成及びその写しを発注者に提出することが義務づけられている。施工体制台帳には工事内容と建設業許可、配置技術者、請負契約関係及び、健康保険等の加入状況の記載と、発注者及び下請との契約書の写し、配置技術者の資格等を証する書面を添付することとされている。また、本市では平成31年4月1日から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の建設業者を下請負とすることを原則禁止する「社会保険未加入対策」を推進しており加入状況は施工体制台帳にて確認することとされている。</p> <p>については、適正な施工の確保、一括下請等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除を徹底するために、施工体制台帳を活用することが益々重要になることから、国土交通省「施工体制台帳等活用マニュアル」を活用するなど、確実な確認に努められたい。</p> <p>今回、多数の工事において以下の不備があった。</p> | <p>工事契約後に速やかに施工体制台帳が提出されており、内容の確認も行っていたが、請負人の施工体制台帳作成に対する認識不足ならびに監督員による確認及び指導が不十分だったことが原因と考えられる。</p> <p>令和元年8月5日から9月5日にかけて各所属で研修を行い、施工体制台帳に不備がないよう、請負人からの提出時には、国土交通省の「施工体制台帳等活用マニュアル」を活用し、マニュアル内の「チェックリスト」にて確認を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、改めて令和元年11月7日に同内容について、水道局全職員へ事業部長名で通知し、更に11月19日には、現場事務所にいる副所長（主に総括監督員の役割を担う）が集まる副所長会においても同様に指摘内容を報告し、副所長を通じて監督員等への再発防止の周知徹底を図った。</p> <p>当該工事の請負人に対して注意喚起を行うとともに、現在契約しているすべての工事の請負人に対しては、各事業所で実施する工事安全連絡会（9・10月実施）や局監督員の現場立ち合いの際に工事監査指摘事項を説明し、施工体制台帳に必要な書類について改めて確認した上で、不備がないよう指導を行った。</p> | <p>措置済</p> |

水道局

| 意見の概要  | 措置内容 | 措置状況 |
|--|------|------|
| <p>1. 再下請負通知書が無いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次下請負以下の再下請負通知書関係書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>2. 契約書類の写しに不備があるもの</p> <p>(1) 契約書類が不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「注文書」が添付されていないかったもの</li> <li>② 「契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>③ 電子契約の必要書類(原本性の確保)が添付されていないかったもの</li> <li>④ 元請からの「注文書」及び、「下請契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>⑤ 本工事の「請書」がなく、他工事のものが添付されていたもの</li> </ul> <p>(2) 契約書類の記載内容に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下請業者への発注業務内容など必要な記載事項がなかったもの</li> <li>② 「請書」の金額が塗りつぶされていたもの</li> </ul> <p>3. 資格・雇用を証する書類に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の資格証明、雇用関係を証する書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>(水道局：下記項目に該当)</p> <p><u>2 (1)②と 3</u></p> <p>(水道局事業部配水課)</p> <p>[No.49 畑原橋水管橋鋼管工事]</p> |      |      |



水道局

| 意見の概要   | 措置内容 | 措置状況 |
|---|------|------|
| <p><u>2 (2)②と 3</u><br/>           (水道局事業部施設課)<br/>           [No.66 奥平野浄水場敷地整備工事]</p> <p><u>2 (2)①</u><br/>           (水道局事業部施設課)<br/>           [No.68 灘中層ポンプ場灘特1送水ポンプ設備更新工事]</p> <p><u>2 (1)③</u><br/>           (水道局事業部施設課)<br/>           [No.70 上ヶ原排水処理場受変電設備更新工事]</p> <p><u>1 と 2 (1)④</u><br/>           (水道局事業部施設課)<br/>           [No.71 北センター機械設備改修工事]</p> |      |      |

| 意見の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>エ 施工体制台帳の不備（施工）</b></p> <p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において公共工事については、下請金額に関わらず施工体制台帳の作成及びその写しを発注者に提出することが義務づけられている。施工体制台帳には工事内容と建設業許可、配置技術者、請負契約関係及び、健康保険等の加入状況の記載と、発注者及び下請との契約書の写し、配置技術者の資格等を証する書面を添付することとされている。また、本市では平成31年4月1日から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の建設業者を下請負とすることを原則禁止する「社会保険未加入対策」を推進しており加入状況は施工体制台帳にて確認することとされている。</p> <p>については、適正な施工の確保、一括下請等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除を徹底するために、施工体制台帳を活用することが益々重要になることから、国土交通省「施工体制台帳等活用マニュアル」を活用するなど、確実な確認に努められたい。</p> <p>今回、多数の工事において以下の不備があった。</p> | <p>今回の意見は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の法の趣旨を十分に理解できていなかったことが原因である。</p> <p>今後は、施工体制台帳の確認にあたり、こうしたミスをなくし、法の趣旨を十分に理解し、また、施工体制台帳作成の手引きや施工体制台帳等活用マニュアルを活用し、細心の注意を払って、施工体制台帳の作成及びその写しを発注者に提出させ、工事監督時での確認を図ることとした。</p> <p>以上、施設課においては令和元年7月18日に、電気システム課においては、同年7月23日に係会議を行い、今回の意見事項も含み、施工体制台帳の作成及びその写しの提出の義務付け内容について、周知徹底した。</p> | <p>措置済</p> |

交通局

| 意見の概要  | 措置内容 | 措置状況 |
|--|------|------|
| <p>1. 再下請負通知書が無いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次下請負以下の再下請負通知書関係書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>2. 契約書類の写しに不備があるもの</p> <p>(1) 契約書類が不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「注文書」が添付されていないかったもの</li> <li>② 「契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>③ 電子契約の必要書類(原本性の確保)が添付されていないかったもの</li> <li>④ 元請からの「注文書」及び、「下請契約書」が添付されていないかったもの</li> <li>⑤ 本工事の「請書」がなく、他工事のものが添付されていたもの</li> </ul> <p>(2) 契約書類の記載内容に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下請業者への発注業務内容など必要な記載事項がなかったもの</li> <li>② 「請書」の金額が塗りつぶされていたもの</li> </ul> <p>3. 資格・雇用を証する書類に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術者の資格証明、雇用関係を証する書類が添付されていないかったもの</li> </ul> <p>(交通局：下記項目に該当)</p> <p><u>2 (2) ②</u></p> <p>(交通局高速鉄道部施設課)</p> <p>[No.83 松原営業所建替機械設備工事]</p> <p>(交通局高速鉄道部施設課)</p> <p>[No.85 海岸線 防災設備監視システム更新工事]</p> <p><u>2 (1) ③と 2 (2) ②</u></p> <p>(交通局高速鉄道部電気システム課)</p> <p>[No.87 西神・山手線集中監視設備更新工事]</p> |      |      |

| 意見の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>オ あと施工アンカー試験実施の資格（施工）</b></p> <p>本工事は、東灘区における陸閘の嵩上及び電動化を行う工事である。</p> <p>あと施工アンカーについては、一般仕様書で「あと施工アンカーの資格を有する者が、技術管理士により作成された施工計画に基づき、施工を行うこと。また、施工後はアンカー径ごとに全数の0.5%、又はアンカー径ごと3本以上の本設アンカーへ非破壊検査（非破壊試験）を行うこと。」と規定している。</p> <p>本工事においては、アンカーの施工と試験の両方を「施工技術士」の有資格者が行っていたが、これは施工のみの資格である。</p> <p>試験には「引張強度試験技術士」等の資格があり、品質管理の面から施工と同様に、試験についても有資格者が行なうよう検討されたい。</p> <p>（港湾局工務・防災部工務課）<br/>[No.37 神戸港陸閘改良工事（東神戸113号）]</p> | <p>本意見について、令和元年8月7日、係会議において、情報共有を行うとともに、試験における有資格者の適用について、意見交換を行った。また当該設備については、令和元年8月26日、有資格者により改めて非破壊試験を実施し、規定値を満足していることを確認した。</p> <p>令和元年9月20日、10月18日、11月15日開催のプラント設備技術管理委員会幹事会において、本意見を周知するとともに、有資格者による試験の検討を提案し、意見交換を行い、同委員会において意見交換を行った結果、「接着系あと施工アンカーの施工・試験実施の資格適用については、各局において所管する施設・設備が異なるため、一様に資格適用を求めることは適当でないと考えられる。しかしながら、より一層の品質管理の面から、接着系あと施工アンカーの、有資格者による施工・試験の適用について、各局で検討する。」となった。</p> <p>同委員会の見解を得て、港湾局プラント系設備工事では、工事毎に設計段階で重要機器の検討を行い、これに該当する機器について有資格者による試験を適用し、特記仕様書等に反映する。</p> | <p>措置済</p> |

| 意見の概要  | 措置内容  | 措置状況       |
|--|---|------------|
| <p><b>カ 有機溶剤中毒予防の労働衛生管理体制（施工）</b></p> <p>本工事は、北区における水道配水池の防水工事である。</p> <p>防水工事で使用するFRP防水材の成分に有機溶剤が含まれているため、「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン（厚生労働省）」（以下、「ガイドライン」という。）が規定する有機溶剤中毒を予防するための措置を確保した作業を実施する必要がある。</p> <p>ガイドラインにおいて留意するべき実施項目のうち、特に重要となる「労働衛生管理体制」の項目としては、請負人に選任された有機溶剤作業主任者が作業手順書を作成し、これに基づき作業の指揮を行う等の作業管理を実施する規定がある。</p> <p>しかし、この工事においては、それらの作業管理が実施された記録が確認できなかった。</p> <p>今後、同様の有機溶剤を含む材料を使用する防水工事の施工にあたっては、請負人にガイドラインを遵守させるべく、特記仕様書による指示を行い、ガイドラインに基づく作業手順等が記載された施工計画書の確認や、現地確認による発注者の施工管理に努められたい。</p> <p>（水道局事業部浄水管理センター北神浄水事務所）<br/>[No.43 上唐櫃配水池内外面防水工事]</p> | <p>請負人においてガイドラインの存在そのものについての認識が薄かったことに加え、請負業者が遵守すべき関係法令・指針は多岐にわたるなか、このガイドラインに対して、発注者としても十分に注意喚起が行き届かなかった部分があったことが原因と考えられる。</p> <p>令和元年8月23日から9月2日にかけて土木職員を対象に各所属で研修を行い、有機溶剤中毒予防に向けてガイドラインを含む遵守すべき法令や指針の内容を確認した。当該請負人に対しては、ガイドラインの周知徹底を指導するとともに、現在契約しているすべての工事の請負人に対しては、各事業所で実施する工事安全連絡会（9・10月実施）で指摘事項を共有して、有機溶剤中毒を予防するための措置を確保した作業の徹底を指導した。</p> <p>そして、9月以降発注分から有機溶剤を用いる工事の特記仕様書に「有機溶剤の使用に係る法令遵守の取り組みを施工計画書へ記載する」よう定めた。</p> <p>さらに、「有機溶剤・特定化学物質作業法令遵守チェックリスト」を作成し、工事監督者が現場点検をする際に有機溶剤の使用に係る法令遵守の取り組みを確認している。</p> <p>改めて令和元年11月7日に同内容について、水道局全職員へ事業部長名で通知し、周知徹底を図った。</p> | <p>措置済</p> |